

○近畿地方整備局告示第200号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成27年12月17日

近畿地方整備局長 山田 邦博

第1 起業者の名称 大阪府

第2 事業の種類 府道茨木摂津線改築工事（大阪府茨木市大字福井地内から同市大字千提寺地内まで）及びこれに伴う市道付替工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 大阪府茨木市大字福井、大字大岩及び大字千提寺地内
- 2 使用の部分 大阪府茨木市大字大岩地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、茨木市大字福井地内から同市大字大岩地内までの延長1,290mの一般道区間（以下「東工区」という。）と、同接続点から同市大字千提寺地内までの延長530mのランプ区間（以下「西工区」という。）を合わせた総延長1,820mの区間を全体計画区間とする「府道茨木摂津線改築工事及びこれに伴う市道付替工事」（以下「本件事業」と

いう。)である。

本件事業のうち、「府道茨木摂津線改築工事」(以下「本体事業」という。)は、道路法(昭和27年法律第180号)第3条第3号に掲げる都道府県道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される市道の従来機能を維持するための付替工事は、同条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

## 2 法第20条第2号の要件への適合性

府道茨木摂津線(以下「本路線」という。)は、道路法第7条の規定に基づき大阪府知事が府道に認定した路線であり、同法第15条の規定により大阪府が道路管理者となることなどから、起業者である大阪府は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

## 3 法第20条第3号の要件への適合性

### (1) 得られる公共の利益

本路線は、大阪府茨木市を起点とし、大阪府摂津市に至る延長23.3kmの主要幹線道路である。

本路線は、北摂地域(高槻市、茨木市をはじめとする7市3町からなる地域、以下単に「北摂地域」という。)中央部の茨木市を南北に縦貫する道路として地域住民の日常生活を支えると共に、地域の産業経済を支える重要な路線である。

現在、西日本高速道路株式会社により整備が進められている高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線(以下「新名神高速道路」という。)のうち、高速自動車国道中央自動車道西宮線(以下「名神高速道路」という。)に接続する(仮称)高槻第二ジャンクションから高速自動

車国道中国縦貫自動車道（以下「中国自動車道」という。）及び高速自動車国道山陽自動車道に接続する神戸ジャンクションまでの延長約43.0kmの区間は、平成30年度の供用を目指して施行中であり、これにより、大阪府と兵庫県とを結ぶ新たな高速交通ネットワークが形成されるとともに、既存の名神高速道路及び中国自動車道の交通混雑の緩和など、安全かつ円滑な自動車交通の確保が図られることとなる。

また、新名神高速道路の（仮称）茨木北インターチェンジ（以下「茨木北インターチェンジ」という。）が茨木市大字千提寺地内に設置され、本路線と接続される予定であり、本路線が北摂地域を南北方向に、茨木市大字大岩地内で府道忍頂寺福井線、茨木市東福井三丁目地内で府道余野茨木線を介し、茨木市上郡二丁目地内の中河原交差点にて一般国道171号に至る延長約5.6kmの区間（以下「現道ルート」という。）を經由することにより、茨木市中心市街地に至ることとなる。

しかしながら、現道ルートは、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める最小曲線半径を満たさない区間があることから、セミトラレー一等のすれ違いが困難な箇所があるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に支障をきたしている。加えて、平成22年度道路交通センサス（以下「H22センサス」という。）によると、府道余野茨木線の茨木市東福井一丁目地内では、自動車交通量が11,732台／日で、その混雑度は1.24となっている。茨木北インターチェンジでは約5,400台／日の出入り交通量が見込まれ、この交通量が現道ルートに負荷されると、現道ルートは交通事故の増大及び交通混雑を助長する恐れがある。

一方、現道ルートの東側に位置し、同じく北摂地域を南北方向に縦断し一般国道171号に至る延長約5.8 kmの府道茨木亀岡線は、大阪府が現在施行中の一級河川淀川水系安威川ダム建設事業に伴う付替道路として新たに整備された道路で、このうち、茨木市安威四丁目地内の長ヶ橋から茨木市五日市一丁目地内の一般国道171号西河原西交差点までの延長約3.0 kmの区間は4車線で整備されるなど、車両の通行に配慮した道路線形で整備された道路である。なお、H22センサスによると、茨木市南耳原一丁目地内では、自動車交通量が17,974台／日で、その混雑度は1.03となっている。

本件事業の完成により、茨木北インターチェンジの出入り交通量を、西工区及び東工区を介して現道ルート及び府道茨木亀岡線に分散化す

ることで、西工区から現道ルートへの交通負荷を軽減し、東工区から府道茨木亀岡線へ誘導することにより地域ネットワーク機能の向上が図られることとなる。また、新名神高速道路にアクセスすることから、広域的なネットワーク機能も確保されるなど、周辺都市部への物流移動の円滑化や所要時間の短縮等が図られるとともに、産業経済はもとより、地域間の交流の促進や緊急輸送路の確保など、北摂地域の発展にも寄与することとなる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

## (2) 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、本件事業が生活環境に及ぼす影響については、起業者が任意で、大気質、騒音及び振動に関して環境への影響について検討を行った結果、全ての項目において環境基準等を満足するとされている。

また、本件事業が自然環境に与える影響については、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地について、東工区周辺を一級河川淀川水系安威川ダム建設事業において大阪府が、西工区のうち茨木インターチェンジ周辺を新名神高速建設事業において西日本高速道路株式会社がそれぞれ環境影響評価等を実施しており、これらの環境影響評価等で未調査である範囲について、起業者が任意調査を行った。同評価等によると、動物については環境省レッドリストに準絶滅危惧として掲載されているトノサマガエル、オオムラサキその他この分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサンショウモ、ミズオオバコ、ミズマツバその他この分類に該当しない重要な種が確認されている。これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されていることなどから影響がない又は小さいとされた種以外のものについては、保全措置により、影響が回避・軽減されるものと予測されている。

主な保全措置としては、トノサマガエルについては、生息環境とな

っているため池、水田及び休耕田が事業により一部改変されるため、専門家の意見も参考に、事業地周辺の既存ため池や休耕田への移動等、新たな生息環境を創出することとしている。サンショウモ、ミズマツバについては、改変前の確認適期に生育状況を把握し、確認された場合は、周辺の湿地環境に移植することとしている。

加えて、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

このほか、本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しないが、周辺に多くの遺跡が隣接・存在することから、起業者が事前に試掘調査を実施したところ、いずれの調査区でも遺構・遺物は確認されていない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

### (3) 事業計画の合理性

本件事業は、茨木北インターチェンジの出入り交通量を西工区及び東工区を介して現道ルート及び府道茨木亀岡線に分散化を図り、茨木市中心市街地に安全かつ円滑に結ぶことを目的として、道路構造令による第3種第2級の規格に基づく2車線の道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、平成7年7月7日付け大阪府告示1098号にて都市計画決定され、平成18年2月21日付け大阪府告示第370号で変更決定された都市計画と、車線数、法面等を除き基本的内容について整合しているものである。

なお、本体事業の施行に伴う市道の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

#### 4 法第20条第4号の要件への適合性

##### (1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、本件事業は、新名神高速道路の茨木北インターチェンジの出入り交通量を現道ルート及び府道茨木亀岡線に分散化を図るとともに、茨木北インターチェンジと茨木市中心部との連絡を担うもので、新名神高速道路の供用に合わせる必要がある。

また、北摂市長会から新名神高速道路供用までに本件事業を完成するよう、強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

##### (2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

#### 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。